

# おトク e プラン for 愛媛 CATV

(主契約料金条件)

2024 年 4 月 1 日 実 施

四国電力株式会社



# おトク e プラン for 愛媛 CATV

## 目 次

本 則 .....	1
1 適 用 .....	1
2 契 約 種 別 .....	1
3 適 用 範 囲 .....	1
4 供 給 電 気 方 式, 供 給 電 圧 お よ び 周 波 数 .....	1
5 料 金 .....	1
6 契 約 の 変 更 .....	2
7 そ の 他 .....	2
附 則 .....	3
別 表 .....	4



# 本 則

## 1 適 用

このおトク e プラン for 愛媛 CATV 料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

## 2 契 約 種 別

この料金条件の契約種別は、おトク e プラン for 愛媛 CATV といたします。

## 3 適 用 範 囲

次のいずれにも該当し、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

- (1) 電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）12（需要区分）(1)に該当する需要であること。
- (2) 株式会社愛媛 CATV 等との契約等を締結されていること。

## 4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

## 5 料 金

料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された最低料金および電力量料金の合計から(3)の特別割引額を差し引いたものに，需給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。ただし，需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は，需給条件別

表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、需給条件別表 2（燃料費調整）(2)ロ(イ)の基準単価は、別表 1（基準単価）によるものといたします。

(1) 最低料金

1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	666 円 89 銭
------------------------	------------

(2) 電力量料金

11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 65 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 72 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38 円 58 銭

(3) 特別割引額

特別割引額は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	88 円 00 銭
---------	-----------

ただし、需給条件 20（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合で、料金の算定期間が 1 月とならないときは、料金割引は行ないません。

## 6 契約の変更

お客さまが、3（適用範囲）(2)に該当していないことが明らかになった場合は、契約種別をおトク e プラン（おトク e プラン料金条件を適用いたします。）に変更いたします。

なお、契約種別変更後の料金適用開始の日は、当社にて定め、お客さまにお知らせいたします。

## 7 その他

- (1) 需給条件 23（料金等のお知らせおよび請求）(3)にかかわらず，書面発  
行手数料は申し受けません。
- (2) 需給条件別表 7（日割計算の基本算式）(1)ロの場合の基本算式は，別表 2  
（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものとい  
たします。
- (3) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の別表 2（料金適用上  
の電力量区分の日割計算の基本算式）の「検針期間等の日数」および「暦日  
数」は，次によります。

イ 検針期間等の日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は，開始日の直前のそのお客さまの属する検針  
区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたしま  
す。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は，消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検  
針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といた  
します。

ロ 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針の基  
準となる日（開始日が含まれる検針期間等の始期に対応するものといまし  
ます。）の属する月の日数といたします。
  - (ロ) 需給契約が消滅した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針の基準  
となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間等の始期に対応するものとい  
たします。）の属する月の日数といたします。
- (4) この料金条件にもとづく需給契約を開始後 1 年に満たないお客さまに  
ついては，原則として他の契約種別に変更することはできません。

## 附 則

### （実施期日）

この料金条件は，2024 年 4 月 1 日から実施いたします。

# 別 表

## 1 基準単価

燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	2 円 15 銭 4 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	19 銭 6 厘

## 2 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、需給条件別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\begin{array}{rcccl} \text{第 1 段階料金} & = & 120 \text{ キロ} & \times & \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} & - & \text{最低料金} \\ \text{適用電力量} & & \text{ワット時} & & & & \text{適用電力量} \end{array}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\begin{array}{rcccl} \text{第 2 段階料金} & = & 300 \text{ キロ} & \times & \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} & - & \text{最低料金} & - & \text{第 1 段階料金} \\ \text{適用電力量} & & \text{ワット時} & & & & \text{適用電力量} & & \text{適用電力量} \end{array}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 需給条件20(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \quad \text{は、} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (3) (1)に規定する日割計算後の最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

